



非常災害時の避難所運営 10 か条

小金井市地域自立支援協議会・作成 平成27年3月

1. 避難所ではお互いに協力して支え合いましょう

- 避難した人たちの代表者を決めたりして、一緒に避難所の運営やそれぞれが担える役割等、できることを積極的に手伝いましょう。
- 地域の避難された皆さんで自治組織を作り、主体的に避難生活を送れるように運営していくことが大切です。

2. 乳幼児・子ども・障がい者・高齢者等の助けを必要とする人達も多く避難してきます

- 隣どうし声をかけあい、困った時は運営スタッフや周りの人に伝えて支えていきましょう。
- お互いにできることは助け合い、声を掛けあうことが大切です。

3. 避難所では十分な通路を確保しましょう

- 車椅子、ベビーカー、歩行の困難な人、視覚障がいの方のために移動空間を十分に確保しましょう！
- 避難所での荷物の整理整頓、衛生管理、授乳や個別配慮を必要とする方々のための空間(部屋)の確保等、避難所での環境整備はとても重要です。

4. 避難所では支援が必要な方と支援者が互いに目印になるものを身につけると支援がスムーズにいきます

- 避難所の運営にあっては情報の伝達手段に十分に気を配りましょう。例えばヘルプカードを見えるように提示するなど。聴覚障がいの方には平成27年度より「ビブス」というベスト型のゼッケンが配布される予定です(自立生活支援課)。

5. 避難所ではコミュニケーションがとれるようにしましょう

- メモ用紙・筆記具・ホワイトボード等の掲示用品・掲示物やコミュニケーションツールを準備しておきましょう。

6. 視覚障がいの方への支援と配慮を

- 目の不自由な方は避難所での移動が困難です。避難所を案内して避難所の全体イメージを持ってもらうほか、要所、要所に点字表示などの移動しやすい環境づくり、移動時の誘導支援に心がけましょう。

7. 聴覚障がいの方への支援と配慮を

- 情報伝達・コミュニケーションが困難です。ホワイトボードや情報支援機器の活用のほか、手話ができる方は協力してください。平成27年度より「ビブス」というベスト型のゼッケンが配布され、普段から携帯できるようにすることになりました。手話通訳の方にも配布予定です。(お問い合わせは自立生活支援課へ)。

8. 車椅子ユーザーや身体障がいの方への支援と配慮を

- 移動時に通路が狭いと通れませんので、行きかいはできる通路空間を確保しましょう。一日中、車椅子での生活は大変苦痛ですので、車椅子からおりて身体を休める空間の確保も大切です。

9. 知的障がいや発達障がい、精神障がいの方への支援と配慮を

- 外見上は障がいを有していることがわからない方も多くおられます。大きな集団が苦手、光・音やにおいなどに過敏など困難も多様です。そのために避難所生活がとても困難な方が少なくありません。パーテーションなどのしきり、家族と一緒に小集団など、安心して過ごせる空間を確保してください。
- 避難所で生活できない人も出てきます。駐車場の車の中、自宅に残る等、孤立させないための見守り・支援体制を作りましょう。

10. 内部障がい(難病・特定疾患)の方への支援と配慮を

- 外見上は疾患を有していることがわからない方も多くおられます。家族と一緒に小集団など、安心して過ごせる空間を確保してください。
- 医療機器を所持している方もいます。電源の確保、避難所の環境保全(室温・空気清浄等)など、福祉避難所や二次避難所(医療ケア等の医療施設の整っている避難所)に移動するまでの健康管理や医薬品管理ができる体制整備が求められます。